

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井 豊 外

5

意見書

(今後の立証と争点整理について)

2025年3月10日

10 富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

15 原告らは、今後の訴訟の進行等について、以下のとおり意見を述べる。

1 今後の訴訟進行

原告らは、2025年3月10日付で第41準備書面と第42準備書面を提出
した。原告らの主張はこれで尽くしたと考えている。そこで今後、人証を取り調
20 べて結審することを求める。

2 争点整理の求め

人証の範囲・要否、尋問事項の範囲・要否を画するため、争点を確定して明確
化する必要がある。そこで、裁判所におかれては、本件の争点整理をされたい。

3 原告が予定する人証

25 (1) 原告らが予定している人証は、原告和田廣治と被告金井豊の本人尋問である。

(2) 原告和田は、北陸電力の株主総会に毎回出席して、志賀原発の危険性や再稼働にかかる問題点等を質問し、被告らの回答を聞いている。被告らの善管注意義務違反に関連する事実を最もよく知る原告の一人である。

(3) 被告金井は、東京大学工学部産業機械工学科を卒業し、「1977年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事」していた人物である（乙3の11p7）。北陸先端科学技術大学院大学の学長との対談（※）では、「私自身は機械工学を専攻し、熱力学の領域を学びました。・・・入社後も火力ではなく、むしろ原子力を希望し、最初は原子炉物理に関わる仕事に携わりました。その後、原子炉の安全解析あるいは安全のための基準づくりや設計など、少しずつ仕事内容が変わっていきました。」と述べており、原子力発電の仕組みや危険性等についての広く深い知識を有する。

※ 対談のリンクは以下のとおり。

<https://www.jaist.ac.jp/about/president/interview-7.html>

2011年3月の福島第一原発事故当時は北陸電力の常務取締役の地位にあり、当時の取締役会にも参加している（乙203の1、204の1）。

被告金井の知識・経験・経歴に照らすと、福島第一原発事故が発生した当時、被告金井は、同事故の原因や被害状況、志賀原発の安全性等について自ら調査しまたは知識経験のある部下や外部専門家にその調査を指示・要請し、その調査結果を受け取るなどしていたと考えられる。そして、乙203の1や乙204の1の取締役会では、福島第一原発事故の原因、被害の大きさ、今後の被害拡大の予想、志賀原発の危険性の有無程度等について意見を求められ、意見を述べていたと考えられる。

したがって被告金井は、自らを含む取締役らがどのような情報を得て、どのような根拠に基づき、どのような議論をし、どのような論理で志賀原発の再稼働を決定したか、すなわち取締役らの善管注意義務の履行の有無と程度を最も詳細に知る人物である。

4 人証請求に対する決定の求め

原告らは、次々回7月の弁論期日よりも前に、原告和田と被告金井の本人尋問を請求する予定である。裁判所におかれては、7月の期日において人証請求の採否を決定されたい。

以 上